告　　示

○総務省告示第三百八十七号

電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）第二十六条第一項の規定に基づき、周波数割当計画（平成二十年総務省告示第七百十四号）の一部を次のように変更する。

平成二十二年十月二十六日

総務大臣　片山　善博

第2の別表8－6を次のように改める。

別表8－6　デジタルコードレス電話の無線局の周波数表

1893.65MHz以上1905.95MHz以下の周波数であって、1893.65MHz及び1893.65MHzに300kHzの自然数倍を加えたもの	1895.616MHz以上1902.528MHz以下の周波数であって、1895.616MHz及び1895.616MHzに1728kHzの自然数倍を加えたもの

○総務省告示第三百八十八号

電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）第六条第四項第五号及び第六号の規定に基づき、平成十四年総務省告示第百二十九号（デジタルコードレス電話の無線局及びＰＨＳの陸上移動局が使用する電波の型式及び用途等並びにＰＨＳの陸上移動局が使用する電波のうち使用できない電波として除外された周波数を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十二年十月二十六日

総務大臣　片山　善博

第一項を次のように改める。

一　デジタルコードレス電話の無線局が使用する電波の型式及び用途

1　設備規則第四十九条の八の二においてその無線設備の条件が定められている時分割多元接続方式狭帯域デジタルコードレス電話の無線局

周波数	電波の型式	用途
一、八九八・四五MHz、一、九〇〇・二五MHz	Ｄ一Ｄ又はＧ一Ｄ	制御チャネル
一、八九三・六五MHz以上一、九〇五・九五MHz以下の三〇〇kHz間隔の周波数四〇波（一、八九八・四五MHz及び一、九〇〇・二五MHzを除く。）	Ｄ一Ｃ、Ｄ一Ｄ、Ｄ一Ｅ、Ｄ一Ｆ、Ｄ一Ｗ、Ｄ一Ｘ、Ｄ七Ｃ、Ｄ七Ｄ、Ｄ七Ｅ、Ｄ七Ｆ、Ｄ七Ｗ、Ｄ七Ｘ、Ｇ一Ｃ、Ｇ一Ｄ、Ｇ一Ｅ、Ｇ一Ｆ、Ｇ一Ｗ、Ｇ一Ｘ、Ｇ七Ｃ、Ｇ七Ｄ、Ｇ七Ｅ、Ｇ七Ｆ、Ｇ七Ｗ又はＧ七Ｘ	通話チャネル

2　設備規則第四十九条の八の二においてその無線設備の条件が定められている時分割多元接続方式広帯域デジタルコードレス電話の無線局

周波数	電波の型式	用途
一、八九五・六一六MHz、一、八九七・三四四MHz、一、八九九・〇七二MHz、一、九〇〇・八MHz、一、九〇二・五二八MHz	Ｄ一Ｃ、Ｄ一Ｄ、Ｄ一Ｅ、Ｄ一Ｆ、Ｄ一Ｘ、Ｄ七Ｃ、Ｄ七Ｄ、Ｄ七Ｅ、Ｄ七Ｆ、Ｄ七Ｗ、Ｄ七Ｘ、Ｆ一Ｃ、Ｆ一Ｄ、Ｆ一Ｅ、Ｆ一Ｆ、Ｆ一Ｘ、Ｆ七Ｃ、Ｆ七Ｄ、Ｆ七Ｅ、Ｆ七Ｆ、Ｆ七Ｗ、Ｆ七Ｘ、Ｇ一Ｃ、Ｇ一Ｄ、Ｇ一Ｅ、Ｇ一Ｆ、Ｇ一Ｘ、Ｇ七Ｃ、Ｇ七Ｄ、Ｇ七Ｅ、Ｇ七Ｆ、Ｇ七Ｗ又はＧ七Ｘ	制御チャネル又は通話チャネル

3　設備規則第四十九条の八の二の三においてその無線設備の条件が定められている時分割・直交周波数分割多元接続方式デジタルコードレス電話の無線局

周波数	電波の型式	用途
一、八九五・七五MHz、一、八九八・一五MHz、一、九〇〇・五五MHz、一、九〇二・九五MHz	Ｄ一Ｃ、Ｄ一Ｄ、Ｄ一Ｅ、Ｄ一Ｆ、Ｄ一Ｘ、Ｄ七Ｃ、Ｄ七Ｄ、Ｄ七Ｅ、Ｄ七Ｆ、Ｄ七Ｗ、Ｄ七Ｘ、Ｇ一Ｃ、Ｇ一Ｄ、Ｇ一Ｅ、Ｇ一Ｆ、Ｇ一Ｘ、Ｇ七Ｃ、Ｇ七Ｄ、Ｇ七Ｅ、Ｇ七Ｆ、Ｇ七Ｗ、Ｇ七Ｘ、Ｘ一Ｃ、Ｘ一Ｄ、Ｘ一Ｅ、Ｘ一Ｆ、Ｘ一Ｘ、Ｘ七Ｃ、Ｘ七Ｄ、Ｘ七Ｅ、Ｘ七Ｆ、Ｘ七Ｗ又はＸ七Ｘ	制御チャネル又は通話チャネル

○総務省告示第三百八十九号

無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）第四十九条の八の二第一項第二号イただし書、同号ロただし書、同号ハ及びホ、同項第二号ホ、同条第二項第二号ただし書並びに同項第三号、第四十九条の八の二の二第一項第一号イただし書、同号ロただし書及び同号ハ、同項第二号ハ、同条第二項第一号ただし書並びに同項第二号、第四十九条の八の二の三第一項第一号イただし書、同号ロただし書及び同号ハ、同項第二号ハ、同条第二項第二号ただし書、同項第三号並びに第四十九条の八の三第一項第一号ただし書及び同条第二項第三号ただし書の規定に基づき、時分割多元接続方式狭帯域デジタルコードレス電話の無線局、時分割多元接続方式広帯域デジタルコードレス電話の無線局、時分割・直交周波数分割多元接続方式デジタルコードレス電話の無線局又はＰＨＳの無線局に使用する無線設備の技術的条件等を次のように定める。

なお、平成十年郵政省告示第六百十二号（デジタルコードレス電話の無線局又はＰＨＳの無線局に使用する無線設備の技術的条件等を定める件）は、廃止する。

平成二十二年十月二十六日

総務大臣　片山　善博

一　時分割多元接続方式狭帯域デジタルコードレス電話の無線局又はＰＨＳの無線局に使用する無線設備の技術的条件は、次のとおりとする。

1　時分割多重方式における多重する数及び時分割多元接続方式における一の搬送波当たりのチャネルの数は、四とし、一チャネルで二の通信を同時に行うことができるものとする。

2　時分割複信方式におけるフレーム構成は、別図第一号のとおりとする。

3　時分割多元接続方式狭帯域デジタルコードレス電話の無線局又はＰＨＳの陸上移動局に使用する無線設備の一の筐体に収めることを要しない装置は、次のとおりとする。

㈠　時分割多元接続方式狭帯域デジタルコードレス電話の子機又はＰＨＳの陸上移動局に使用する無線設備

高周波部及び変調部（空中線系を除く。）以外の装置

㈡　㈠に掲げる無線設備以外の無線設備

ア　送信装置及び受信装置の動作の状態を表示する表示器その他これに準ずるもの

イ　通話のための操作を行う操作器

ウ　音量調節器及びこれに準ずるもの